

町民課だより

お知らせ

国民年金保険料が納められない。そんな時は免除制度があります

●申請免除制度

経済的に保険料の納付が困難な方が、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度です。この申請免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより残りの保険料が免除となる「一部納付（一部免除）」制度があります。

○一部納付（一部免除）制度

※一部納付は3種類です。

4分の1納付

(保険料額 3,600円)

↓年金額6分の3

2分の1納付

(保険料額 7,210円)

↓年金額6分の4

4分の3納付

(保険料額 10,810円)

↓年金額6分の5

●若年者納付猶予制度

他の年齢層に比べて所得が

少ない若年層（20歳代）の方は、申請すれば、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予され保険料の後払いができる制度となっています。

●申請及び承認期間

免除等のサイクル（始期と終期）は7月から翌年6月までです。申請日にかかわらず、7月から翌年6月までの期間を対象として審査しますが、できる限り7月に申請されるようお願いいたします。

不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害や遺族といった年金の受給資格要件に算入されませんので、ご注意ください。

全額免除及び一部納付の対象となる所得の目安

(審査は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得で行います。)

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

●退職（失業）による特例免除

特例免除は、申請する年度又は前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象となります。申請に、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

●承認を受けた期間

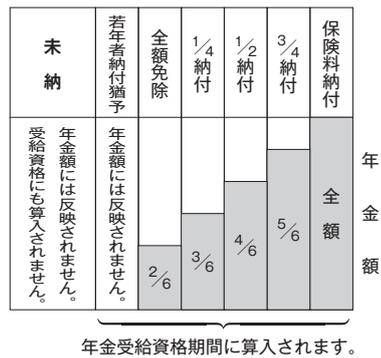
全額免除や納付猶予の承認を受けた期間は、未納期間とは違い年金の受給資格期間に算入されます。「一部納付（免除）」は、一部の保険料を納付しないと未納になります。

また、老齢基礎年金の金額を計算するときには、下図のとおり減額または反映されないことになっていますのでご注意ください。

なお、10年以内であれば追納することができまますので、年金額を満額に近づけるためにも、余裕ができたときに追納することをおすすめします。

(3)年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額がかかります。申請手続きは、町民課、又は各総合支所住民課の国民年金担当窓口にて受け付けています。

学生の方には「学生納付特例制度」がありますので、ご相談ください。



問い合わせ

町民課

☎ 893-1117

吾北総合支所住民課

☎ 867-2300

本川総合支所住民課

☎ 869-2112

お知らせ

国民健康保険、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)からのお知らせ

①一部負担金の割合の変更に ついて

前年中の所得や世帯の収入に基づいて、8月1日からの一部負担金の割合の見直しを行います。

○高齢受給者（70歳から74歳未満の国民健康保険の被保

険者）の方は、高齢受給者証の有効期限が切れますので、新たな高齢受給者証を全員に郵送します。

○長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の方は、一部負担金の割合が変更になる方のみ郵送しますので、旧被保険者証は必ずお返しください。

困旧被保険者証で医療機関の診療を受けた場合には、再度、支払額の精算が必要となり、一部負担金の差額の返還を求めますのでご注意ください。

②入院時の自己負担額等の減額について

現在、入院時の自己負担額等の減額を受けている方は、認定証の有効期限が7月31日で切れます。

引き続き認定証の交付の必要の方は、保険証と印鑑をご持参のうえ8月中に申請の手続きを行ってください。

申請先

町民課

☎ 893-1117

吾北総合支所住民課

☎ 867-2300

本川総合支所住民課

☎ 869-2112